

栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木市立美術館・文学館賛助制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 栃木市立美術館（以下「美術館」という。）及び栃木市立文学館（以下「文学館」という。）の事業の趣旨に賛同し、賛助しようとする法人及び団体（以下「企業等」という。）は、栃木市立美術館・文学館賛助申込書兼栃木市立美術館・文学館企業等サポーター認定申込書（別記様式第1号）に栃木市立美術館・文学館賛助及び企業等サポーター認定の申込みに係る誓約書兼同意書（別記様式第2号）を添えて、市長に申し込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、申込みができないものとする。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人にあつては理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体にあつては代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第5号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者であるもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認めるもの

(賛助金の額)

第3条 前条第1項の規定による賛助に係る賛助金（以下「賛助金」という。）の額は、1口当たり50,000円とし、複数口申し込むことができるものとする。

（納付方法）

第4条 第2条第1項の規定による申込みをした企業等は、市が交付する納付書により賛助金を納付するものとする。

（企業等サポーターの認定）

第5条 市長は、前条の規定により賛助金を納付した企業等を、栃木市立美術館・文学館企業等サポーター（以下「企業等サポーター」という。）に認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により企業等サポーターを認定したときは、当該企業等サポーターに対し、栃木市立美術館・文学館企業等サポーター認定書（別記様式第3号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

3 企業等サポーターの認定期間は、市が賛助金を受領した日の属する月の翌月から1年間とする。

（ホームページへの掲載等）

第6条 市長は、企業等サポーターの名称を市ホームページに掲載するものとする。ただし、当該企業等サポーターが希望しないときは、この限りでない。

2 市長は、賛助金を6口以上納付した企業等サポーターについて、美術館又は文学館のうち当該企業等サポーターの希望するいずれかにその名称を掲示するものとする。ただし、当該企業等サポーターが希望しないときは、この限りでない。

3 企業等サポーターは、自らの広報媒体を活用して、企業等サポーターで

あることを広報することができる。この場合において、広報を行うときは、その内容及び方法について、あらかじめ市と協議するものとする。

(協力)

第7条 企業等サポーターは、美術館及び文学館の広報活動に協力するものとする。

(賛助金の使途)

第8条 市は、賛助金を美術館及び文学館の事業に充てるものとする。

(謝礼)

第9条 市長は、企業等サポーターに対し、謝礼品を贈呈することができる。

(取消し)

第10条 市長は、企業等サポーターから認定取消しの申出があったとき又は企業等サポーターが第2条第2項各号のいずれかに該当したときは、当該企業等サポーターの認定を取り消すものとする。この場合において、納付された賛助金は、返還しないものとする。

2 前項の規定により認定を取り消された企業等サポーターは、速やかに認定書を市長に返還しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

栃木市立美術館・文学館賛助申込書兼栃木市立美術館・文学館
企業等サポーター認定申込書

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市立美術館及び栃木市立文学館の事業の趣旨に賛同し、次のとおり
賛助を申し込みます。

また、栃木市立美術館・文学館企業等サポーターの認定を申し込みます。

申 込 者	所 在 地	
	名 称	
	代表者氏名	
申 込 口 数	口（1口当たり50,000円）	
賛助金の額		円
名称の公表	希望する ・ 希望しない	
連 絡 先	電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス 部署名 担当者氏名	

別記様式第2号（第2条関係）

栃木市立美術館・文学館賛助及び企業等サポーター認定の申込
みに係る誓約書兼同意書

栃木市立美術館及び栃木市立文学館への賛助並びに栃木市立美術館・文学館企業等サポーターの認定を申し込むに当たり、次の1について誓約し、及び2について同意します。

- 1 栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項第1号及び第2号に該当しないこと。
- 2 要綱第2条第2項第1号に該当しないことの確認のため、市の職員が当社の市税の納付状況を確認すること。

年 月 日

（宛先）栃木市長

誓約及び同意者 所在地
名称
代表者氏名

④

別記様式第3号（第5条関係）

栃木市立美術館・文学館企業等サポーター認定書

年 月 日

様

栃木市長



栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱第5条の規定により、次
の通り栃木市立美術館・文学館企業等サポーターに認定します。

認定番号 第 号

認定期間 年 月 日から

年 月 日まで